

# 富士見集会所だより



狭山市セタの妖精 おりびい

発行日:令和8年2月10日(火)  
発行:狭山市立富士見集会所  
〒350-1306 狭山市富士見1-1-18  
TEL&FAX:04-2959-6230  
E-Mail:[fujimi-s@city.sayama.saitama.jp](mailto:fujimi-s@city.sayama.saitama.jp)

2月号

## 3月14日(土)に「ふれあいコンサート」を開催します

富士見集会所では、例年、利用団体の活動の成果発表と、地域の皆様との親睦交流を目的に「ふれあいコンサート」を開催しています。少しずつ春の訪れを感じるようになる3月、心も温まる音楽を通して、和やかなひとときを過ごしてみませんか。皆様のご来場をお待ちしています。

【開催日時】令和8年3月14日(土) 開場13:30 開演14:00

【場所】富士見集会所 2階 第二集会室

【出演】①狭山ギターアンサンブル ②女声コーラスふじみ  
③富士見ギターアンサンブル ④狭山うたごえ同好会

【内容】①～③各サークルの演奏発表

④狭山うたごえ同好会「合同演奏～みんなで一緒にうたいましょう～」

【入場料金】無料(事前申し込み無し)



## 「利用団体代表者連絡会・研修会」が開かれます

～富士見集会所利用団体代表者の皆さんへ～

先日文書でご案内したとおり、以下の日程で利用団体代表者連絡会・研修会を実施します。

【開催日時】令和8年2月26日(木)14:00～15:30

【場所】富士見集会所 2階 第二集会室

【内容】①人権教育に関わる研修会

②来年度に向けての登録更新や富士見集会所からのお知らせ

③避難訓練(消火訓練あり)

※大切な内容ですので、代表者もしくは、代理の方が必ず出席するようにお願いいたします。

## 狭山発!「さやまポッ茶(ちゃ)」ミニミニ大会

狭山発のご当地ユニバーサルスポーツ「さやまポッ茶」を体験してみませんか!

パラスポーツで有名な「ポッチャ」のルールを使用、日本三大銘茶(静岡・宇治・狭山)をターゲット(的)にして、順番に攻略していきます。

【開催日時】3月26日(木)14:00～16:00

【場所】富士見集会所 1階 第一集会室 【費用】無料

【定員】8チーム(1チーム3～4名) 【対象】小学生以上



親子でも参加できます。個人での申し込みは、ご相談ください!

※参加者募集については、「広報さやま3月号(3/10発行)」と「狭山市ホームページ(3/10更新)」でご確認ください。

## 第5回人権セミナーを開催しました

本年度最終回となる第5回人権セミナーを1月27日(火)に開催しました。

今回は、狭山市立教育センター相談員の田中茂樹先生を講師にお迎えし、「子どもたちの健やかな成長を願って」をテーマとして、子どもの人権について講演していただきました。田中先生は、狭山市教育委員会・埼玉県教育委員会で指導主事、市内小中学校で校長を歴任された方で、退職後は教育センターの相談員として、小中学生やその保護者の方のさまざまな相談支援をしていらっしゃいます。当日は、狭山市の学校での子どもたちの様子やネット社会の課題をとおして、家庭における子育てのアドバイスをたくさんいただき、具体的なお話でとても参考になりました。



本年度も、当集会所人権セミナーに多くの方々にご参加いただきありがとうございました。

## 2月から3月の主な予定

日にち	行事内容
2/10(火)	集会所だより2月号発行 令和7年度第2回富士見集会所運営審議会
2/19(木)	ユニスポを楽しもう!
2/26(木)	利用団体代表者連絡会・人権研修会・避難訓練
3/10(火)	集会所だより3月号発行
3/11(水)	健康づくり講座「骨盤と背骨の歪みを整えて健康な体づくり」
3/14(土)	ふれあいコンサート(出演:音楽サークル有志団体)
3/19(木)	ユニスポを楽しもう!
3/26(木)	狭山発!「さやまボツ茶」ミニミニ大会
【休 所 日】 2/11(祝・水)「建国記念の日」、2/16(月)、2/23(祝・月)「天皇誕生日」、3/16(月)、3/20(祝・金)「春分の日」	
【夜間休所日】 2/17(火)、2/24(火)、3/17(火)、3/24(火)、3/31(火)	

～消費生活センターからのお知らせ～

### 「不安をおおる無料点検に注意!」

「自宅に『分電盤の点検をする』と電話があり、業者が来訪した。分電盤を点検し『これは古いので火事になる』と言われ、交換工事をその日に行ったものの、きちんと工事されていなかった、高額な請求を受けた」等、分電盤や給湯器、太陽光の無料点検によりトラブルにあったという相談が増えています。

分電盤を含む家庭用の電気設備については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後にその場で何らかの契約を勧誘することはありません。点検が必要な場合は、電力会社等に相談しましょう。もし契約してしまった場合は、クーリング・オフができる場合もあります。困った時は消費生活センターにご相談ください。

【相談・問合せ】

月～金曜日の9時30分～12時、13時～16時に消費生活センターへ

☎2954-7799